2024年8月1日改定

### 第1章 総則

#### 第1条 (用語の定義)

本約款で使用する用語の定義は、本約款の各条項で定めるほか、次に掲げるとおりとします。

(1) 本約款

この「 $CD \cdot Eyes$  利用約款」をいい、別記及U料金表を含みます。

(2) 本則

本約款の別記及び料金表を除いた部分をいいます。

(3) 利用契約

本商品の利用許諾に関する契約をいいます。

(4) 当社.

株式会社東京商工リサーチをいいます。

(5) 利用者

当社との間で利用契約が成立している者をいいます。

(6) 本商品

「CD・Eyes」又は「CD・Eyes50」と称する本データをコンピュータで参照できるようにするためのコンピュータプログラムをいい、当該コンピュータプログラム内にある本データを含みます。なお、「CD・Eyes」又は「CD・Eyes50」のうち利用契約の対象とする商品は、利用契約において定めます。

(7) 本データ

本商品に収録された当社の商用企業データの全部又は一部をいいます。

(8) 複製等

複製 (ダウンロード、アップロードその他の方法による電磁的な複製を含みます)、翻訳、編集、結合、加工、転載その他これらに類する行為をいいます。

(9) 派生データ

本約款の別記「ソフトウェアライセンス規定」第8条第1項の定めにより本データを用いて利用者が作成したものをいい、印刷データを含みます。

(10) 印刷データ

本約款の別記「ソフトウェアライセンス規定」第8条第1項第2号又は第3号の定めにより利用者が印刷した本データをいいます。

(11) 情報主体

本データに収録された者 (法人又は個人等の別を問いません) をいいます。

(12) 原権利者

本商品の全部又は一部が第三者から許諾を受けて当 社が利用者に利用許諾をするものである場合におけ る当該第三者をいいます。

(13) 当社のウェブサイト

https://www.tsr-net.co.jp/及びその下位のディレクトリ並びにその後継となる他のドメインのウェブサイトをいいます。

## 第2条 (適用範囲)

1 本約款は、当社が利用者に対して本商品の利用許諾をする にあたり、必要な事項を定めるものです。利用契約は、本 約款の定めにより、その内容が規律されるものとします。

- 2 本約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習 によるものとします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約の申込みに応じることがあります。 当社が特約に応じた場合、その内容は利用契約に含まれます。

#### 第3条 (約款の変更)

- 1 当社は、本約款を変更することができるものとします。本 約款を変更する場合は、本約款を変更する旨、変更後の約 款の内容及び変更後の約款の効力発生時期を、当社のウェ ブサイトで利用者が知り得る状態に置き又は利用者に通知 します。
- 2 前項の規定により本約款を変更した場合は、利用契約の成立時期にかかわらず(変更後の約款の効力発生時期よりも前に成立した利用契約を含みます)、最新版の約款を適用するものとします。
- 3 利用者が変更後の約款の効力発生時期以降に本商品を利用した場合、当社は、利用者が変更後の約款に同意したものとみなすことができるものとします。

#### 第2章 利用契約の成立等

## 第4条 (申込み)

利用契約の申込みは、当社所定の方法によるものとします。

## 第5条(審査)

- 1 利用契約の申込みがあった場合、当社は、当該申込みに関 わる審査をすることができるものとします。なお、当社は、 当該申込みをした者(以下「申込者」といいます)に対し、 審査基準の開示をする義務を負いません。
- 2 当社は、審査の結果、利用契約の申込みを承諾しないことができるものとします。承諾しない場合は、その旨を、申 込者に対して通知しますが、理由を開示する義務を負いません。

## 第6条 (利用契約の成立)

- 1 利用契約は、次の各号のうちいずれか早い時に成立するものとします。
  - (1) 当社が申込者に対して書面により承諾の意思表示をした時
  - (2) 当社が申込者に対して本商品を提供した時
- 2 前項の規定にかかわらず、当社及び本商品の利用を希望する者は、契約書により本約款を内容とする利用契約の締結をすることができます。その場合、前項及び前2条の規定は適用しません。

## 第3章 本商品の提供等

## 第7条(当社による第三者への委託)

当社は、利用者に本商品を提供するために必要な業務の全部又は一部を、利用者の承諾を得ることなく、第三者に委

託 (数次にわたって委託することを含みます) することが できるものとします。その場合、委託した業務に関する委 託先の行為には、当社が利用契約で定める範囲内において、 利用者に対する責任を負います。

## 第8条 (原権利者等に対する契約情報の提供)

- 1 当社は、原権利者と当社の合意により当社が契約情報を提供しなければならない者に対し、利用契約に関する契約情報の提供をすることができるものとします。なお、契約情報の提供には、利用契約の成立前に、利用契約の申込みに関する情報の提供をすることを含みます。申込者は、これを了承して利用契約の申込みをするものとします。
- 2 契約情報には、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 法律第 57 号。以下「個人情報保護法」といいます)第 2 条第1項で定義される個人情報(以下「個人情報」といい ます)が含まれます。個人情報保護法その他の法令(申込 者又は利用者に適用される外国の法令を含みます)の定め により当該個人情報によって識別される本人から第三者提 供に関する同意を得る必要がある場合は、申込者又は利用 者の責任と負担により取得するものとします。

## 第9条 (本商品の提供)

- 1 本商品の提供手段、提供時期等は、別途、当社及び利用者 で協議して決めるものとしますが、相当な期間内に合意で きない場合は、当社が決定することができるものとします。
- 2 本商品の提供は、引渡しの時をもって完了とします。

#### 第4章 利用許諾等

#### 第10条(利用許諾)

- 1 当社は、利用者に対し、利用契約の定めるところにより、 本商品の利用を許諾します。
- 2 前項の規定による本商品の利用許諾は非独占的なものであり、当社は、利用者の承諾を得ることなく、第三者に対しても本商品の利用許諾をすることができるものとします。

## 第11条(著作権等)

- 1 本商品に著作権及びその他の知的財産権(以下「著作権等」 といいます)が存在する場合、当該著作権等は、当社又は 原権利者に帰属します。
- 2 利用契約は、当社が利用者に対し、利用契約で定める本商 品を利用する権利の範囲を超えて、本商品の著作権等を譲 渡し、貸し付け、担保に供するなど処分するものではあり ません。

## 第12条(利用期間)

- 1 利用者が本商品を利用することができる期間(以下、本項で定める本商品を利用することができる期間を「利用期間」といいます)は、利用契約において定める利用開始日(ただし、利用開始日の定めがない場合は提供日)に始まり、次の各号のいずれかに該当した時をもって終了するものとします。
  - (1) 利用開始日(又は提供日)から1年を経過する日の満って

### (2) 利用契約の解約又は解除等

2 前項の規定にかかわらず、利用者が印刷データを利用することができる期間は、前項に規定する本商品の利用開始日 又は提供日から利用契約が解約又は解除等により終了するまでとします。ただし、別記「ソフトウェアライセンス規定」第10条の規定により送付物の宛先情報として利用さ れ、発送済みの印刷データは、期間の定めなく利用することができるものとし、利用契約が解約又は解除等になった場合でも、そのために必要な範囲内で本約款の各条項は有効に存続するものとします。

## 第13条 (ソフトウェアライセンス規定の適用)

利用者による本商品の利用条件は、本則及び料金表のほか、 本約款の別記「ソフトウェアライセンス規定」の定めによ るものとします。

## 第5章 利用料金等

#### 第14条 (利用料金等)

- 1 利用者は、当社に対し、本商品の利用許諾を受けることの 対価(以下「利用料金」といいます)として、料金表に記載又は記録された金額を支払うものとします。
- 2 料金表は、当社の主要な商品及びサービスの利用料金を記載又は記録したもので、本約款を利用契約の内容とする商品及びサービスに関して、その利用料金を網羅的に記載又は記録したものではありません。利用者は、当社との間で合意した利用料金がある場合には、当該利用料金が料金表に記載又は記録のないときでも支払うものとします。
- 3 利用料金には消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます)を含みません。利用者は、当社に対し、利用料金に消費税等相当額を加算して支払うものとします。
- 4 当社は、料金表を、当社のウェブサイトで利用者(本商品を利用しようとする者を含みます。以下、本条において同じ)が知り得る状態に置き又は利用者から請求があった場合に遅滞なく交付又は提供します。ただし、既に交付又は提供済みであるときは除きます。
- 5 利用者は、料金表に記載又は記録のない利用料金を、当社 の秘密として保持し、正当な理由なく第三者に開示又は漏 えいしてはなりません。

#### 第15条 (請求)

- 1 当社は、利用者に対し、TSR\_WEB 帳票サービスにより利用料金を請求します。請求の時期は、別段の合意がない限り本データの提供後とします。なお、TSR\_WEB 帳票サービスの利用には別途の申込みが必要です。
- 2 利用者は、利用契約の申込み後、速やかに TSR\_WEB 帳票サービスの申込みをするものとします。 ただし、利用契約の申込みの時点で既に TSR\_WEB 帳票サービスの申込みが完了している場合は除きます。
- 3 利用者が TSR\_WEB 帳票サービスの申込みを完了していない場合、当社は、本データの提供の留保をすることができるものとします。これにより利用者に損害が生じても、当社は、利用者に対し、一切の責任を負いません。
- 4 前各項の規定は、当社及び利用者の間で、紙請求書により 利用料金の請求をすることについて合意がある場合には適 用しません。
- 5 紙請求書を発行する場合、当社は、利用者に対し、当社の 定めるところにより手数料を請求することができるものと します。

### 第16条(支払方法及び支払期限)

- 1 利用料金の支払方法は、当社が別途指定する銀行口座への 振込みとします。なお、振込手数料は、利用者が負担する ものとします。
- 2 利用料金の支払期限は、TSR\_WEB帳票サービスの利用条件である TSR\_WEB帳票サービス利用規約において電子

請求書が利用者に到達したとみなされる日(ただし、紙請求書を発行する場合は利用者の紙請求書の受領日)の翌月末日とします。ただし、支払期限の日が銀行の休業日に当たる場合は、その直前の営業日までに支払うものとします。

#### 第17条(利用相当損害金)

- 1 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、 当該利用者に対し、利用相当損害金(本商品を正当な権利 なく利用したことに対する割増利用料金の性質を有する金 銭をいいます。以下同じ)を請求することができるものと します。
  - (1) 第26条第1項で規定する消去廃棄期間を超えて本商品の全部又は一部を保有しているとき(利用の有無は問いません)又は消去廃棄期間内に本商品を利用したとき。
  - (2) 本データの全部又は一部を第三者に開示したとき又は 第三者が利用可能な状態に置いたとき(例えば、送信 可能化した場合など)。
- 2 利用相当損害金の額は、次に掲げるとおりとします。
  - (1) 前項第1号の利用相当損害金は、次の計算式により算出します。なお、計算結果に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下第一位を四捨五入します。 <計算式>

[利用相当損害金] = [本商品の定価] × 2 × [本商品を利用する権利を喪失した日から返却、アンインストール、消去及び廃棄日までの日数/365]

- (2) 前項第2号の利用相当損害金は、正当な権利なく本データの開示を受けた者1人(別記「ソフトウェアライセンス規定」第1条で定める本データを利用することができる者を基準としてカウントします)につき、本商品の定価の2倍に相当する額とします。ただし、本データを第三者が利用可能な状態に置いた場合において当該本データの開示を受けた者が3人に満たない場合は、3人が開示を受けたものとして計算します。
- 3 利用相当損害金には消費税等を含みません。利用者は、当 社に対し、利用相当損害金に消費税等相当額を加算して支 払うものとします。
- 4 利用者は、当社から利用相当損害金を請求された場合には、 当社の指示に従って、これを支払わなければなりません。
- 5 第1項各号に該当する行為は利用契約に違反するものであり、前各項の規定は、当該違反行為により当社に生じた損害のうち、当社が利用相当損害金として支払を受けた額を超える部分について、利用者の責任を免除するものではありません。当社は、利用者が第1項各号のいずれかに該当したことにより損害が生じた場合において、その損害の額が利用相当損害金として支払を受けた額を超えるときは、利用者に対し、当該超過額の損害賠償請求をすることができるものとします。
- 6 利用相当損害金の請求及び支払は、その原因となった行為 を理由とした当社による契約解除を制限しません。また、 当社による契約解除は、その原因となった行為について利 用相当損害金の請求を制限しません。
- 7 当社は、実情を考慮し、当社の裁量により、利用相当損害 金の全部又は一部について、減免又は支払の猶予をするこ とがあります。

## 第18条 (利用料金の返金等)

1 当社は、理由の如何にかかわらず、利用者に対し、利用料 金の全部又は一部の返金又は支払の免除をしません(利用 契約の成立後、本商品の提供前に利用者が解約する場合を

- 含み、これに限りません)。
- 2 前項の規定にかかわらず、利用期間内に次の各号のいずれかに該当したときは、本商品の利用料金を365で除して得た額を1日あたりの利用料金として、利用期間のうち利用者が本商品を利用することができなかった日数に相当する利用料金につき、既に受領している利用料金を返金し、又は未受領の利用料金の支払を求めないものとします。ただし、利用相当損害金は、理由の如何にかかわらず返金又は支払の免除をしません。
  - (1) 第24条の規定により当社が利用契約を解約したとき (利用者による解約は含みません)。
  - (2) 当社の責に帰すべき事由により利用者が法律の規定に 基づき利用契約を解除したとき。
  - (3) 第31条第1項で規定する不可抗力により当社が利用 契約を解除したとき。

## 第6章 メンテナンス版の提供

#### 第19条 (メンテナンス版の提供)

- 1 当社は、利用期間の途中において、利用者に対し、本商品のメンテナンス版(本データを更新した本商品の最新版をいいます。ただし、本データの最新性を保証するものではありません)を提供することがあります。
- 2 利用者は、本商品のメンテナンス版が提供された場合には、 当社に対し、速やかに旧版(本商品の最新版の一つ前の版 をいいます)を返却するものとします。

#### 第7章 事件・事故への対応等

#### 第20条(本商品の利用停止等)

- 1 当社は、利用者による本商品の利用が利用契約に違反している又はその疑いがある場合には、利用者に理由を示した上で、利用者に対する本商品の提供又は利用者による本商品の利用を停止することができるものとします。利用者は、当社から本商品の利用停止を求められたときは、それに従わなければなりません。
- 2 当社は、やむを得ない事情により当社が必要と判断した場合には、利用者に対し、本商品の交換又は印刷データの廃棄を求めることができるものとします。その場合、利用者は、直ちに本商品の交換又は印刷データの廃棄をしなければなりません。
- 3 当社は、前2項の規定により利用者に対する本商品の提供 若しくは利用者による本商品の利用の停止、本商品の交換 又は印刷データの廃棄を求めたことで利用者に損害が生じ ても、利用者に対し、一切の責任を負いません。

#### 第21条 (利用状況の確認)

当社は、利用者による本商品の利用が利用契約に違反している又はその疑いがある場合には、相当な事前の通知をすることにより、利用者の営業時間内に、利用者が本商品を利用している場所に立ち入り、利用者の責任者の立会いの下で本商品の利用状況を確認することができるものとします。

### 第22条(法令の定めに基づき開示を命じられた場合)

利用者は、本商品の全部又は一部について、公的機関から 法令の定めに基づき開示を命じられた場合には、その旨を 直ちに当社に連絡の上、当社の指示に従うものとし、その 指示が適法である限り 異議を述べないものとします。

## 第23条(権利侵害への対応等)

- 1 利用者は、本商品の利用が利用契約に違反している又はその疑いがあることが判明した場合には、直ちに当社に連絡をし、自己の責任と負担により当社の損害を最小限に抑えるために必要な措置を講じなければなりません。また、当社の指示があるときには、それに従って対応しなければなりません。
- 2 利用者は、第三者が本商品に関わる著作権等その他当社の 権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為をしている ことを発見した場合には、直ちに当社に連絡をし、その第 三者に対する当社の権利行使に協力するものとします。
- 3 利用者は、第三者から本商品に関して著作権等の侵害等の 主張がされた場合には、当社に対する情報提供など当該紛 争の解決に協力するものとします。

## 第8章 解約·契約解除等

#### 第24条(自己都合解約)

当社又は利用者は、相手方に対し、書面をもって通知することにより、自己の都合で利用契約を解約することができるものとします。

## 第25条 (利用契約の解除)

- 1 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
  - (1) 支払の停止 (1 回のみの手形又は小切手の不渡りを含みます) があったとき又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - (2) 破産手続開始の決定を受けたとき又は特別清算の申立てをしたとき。
  - (3) 差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立て又は租税 滞納処分を受けたとき。
  - (4) 支払猶予の申出(利用契約に基づく支払に限りません)、 その他支払が困難と認められる事由が生じたとき。
  - (5) 監督官庁から営業停止処分、営業許可の取消処分等を 受けたとき。
  - (6) 事業を停止し、相当な期間内の再開が見込めないとき。
  - (7) 合併によらないで解散の決議をしたとき。
  - (8) 申込書又はこれに代わる電磁的記録等の記載又は記録 事項に虚偽の記載又は記録がされていたとき
  - (9) 利用契約に違反(当該違反の程度が軽微である場合を 含みます)したとき又はそのおそれがあるときで相当 な期間を設けて改善を求めても是正されないとき若し くは是正される見込みがないとき。
  - (10) 当社若しくは当社の関係者の名誉、信用を失墜させたとき又は当社若しくは当社の関係者に重大な損害若しくは危害を及ぼしたとき。
  - (11) その他前各号に類するような利用契約を継続し難い 重大な事由が生じたとき。
- 2 当社は、前項の規定により利用契約を解除したことで利用 者に損害が生じても、利用者に対し、その損害賠償責任を 負いません。
- 3 前2項の規定は、当社から利用者に対する当該契約解除に 起因した損害賠償請求を制限するものではありません。

## 第26条 (利用期間満了時等の措置)

1 利用者は、利用期間の満了又は利用契約の解約若しくは解 除等により本商品の全部又は一部を利用する正当な権利を 有しなくなった場合には、直ちに当該本商品の利用を中止

- し、利用期間が満了又は利用契約が終了した日から起算して 10 日以内に (以下、この期間を「消去廃棄期間」といいます)、次に掲げる措置を講じなければならないものとします。
- (1) 利用者のコンピュータから本商品のソフトウェアをアンインストールすること。
- (2) 当社から提供された本商品の CD-ROM を当社に返却 すること。
- (3) 印刷データを廃棄すること。ただし、第12条第2項 ただし書きに該当するものは除きます。
- 2 前項で規定するほか、利用者は、当社から提供された本商品に関わる説明書等がある場合には、消去廃棄期間内に消去又は廃棄するものとします。ただし、当社からの貸与品で返却を要するときは、この限りではありません。
- 3 本データを利用したコンピュータのハードディスク等又は印刷データを廃棄する場合は、利用者の責任と負担により、これを細断、溶解若しくは自家焼却又はデータ消去ソフトの使用など再利用できない状態にするものとします。
- 4 利用者は、当社から求められた場合には、当社に対し、遅滞なく前各項で規定するアンインストール、消去及び廃棄を適正に行った旨が記載された証明書(以下「消去廃棄証明書」といいます)を提出するものとします。なお、消去廃棄証明書が提出されない場合には、当社は、前2項で規定するアンインストール、消去及び廃棄が行われていないとみなすことができるものとします。
- 5 アンインストール、消去及び廃棄並びに消去廃棄証明書の 発行に必要な費用は、利用者が負担するものとします。
- 6 当社は、利用者が印刷データの廃棄をしたことで利用者の 所有物が失われても、一切の責任を負いません。
- 7 利用者は、第1項から第3項の履行が不可能になる本商品 又は説明書等の利用をしてはなりません。

### 第9章 損害賠償請求等

#### 第27条(損害賠償)

当社は、利用者が利用契約に違反したことにより損害を被った場合には、利用者に対し、その損害賠償請求をすることができるものとします。

## 第28条(違約金)

- 1 当社は、利用者が本商品の全部又は一部を紛失し、又は盗難に遭った場合には、利用者に対し、違約金を請求することができるものとします。
- 2 違約金の額は、対象となる本商品の定価に相当する額とします。
- 3 利用者は、第1項の規定に該当したことにより当社から違 約金を請求された場合には、当社の指示に従って、これを 支払わなければなりません。
- 4 前各項の規定は、利用者が本商品の全部又は一部を紛失し、 又は盗難に遭ったことにより当社に生じた損害のうち、当 社が違約金として支払を受けた額を超える部分について、 利用者の責任を免除するものではありません。当社は、利 用者が本商品の全部又は一部を紛失し、又は盗難に遭った ことにより損害が生じた場合において、その損害の額が違 約金として支払を受けた額を超えるときは、利用者に対し、 当該超過額の損害賠償請求をすることができるものとしま す。
- 5 当社は、実情を考慮し、当社の裁量により、違約金の全部 又は一部について、減免又は支払の猶予をすることがあり ます。

## 第29条(遅延損害金)

当社は、利用契約に基づく利用者の当社に対する金銭の支払が所定の期限よりも遅延した場合には、利用者に対し、日歩4銭の遅延損害金を請求することができるものとします。

### 第30条(免責)

- 1 当社は、本商品の利用により利用者又は第三者に損害が生じた場合でも、利用者に対し、損害賠償責任、契約不適合責任その他一切の責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失に起因するときは除きます。
- 2 当社は、前項ただし書きの規定による責任を、利用者が当社に対し、利用期間内に損害等が発生したことを通知した場合に限り負うものとします。また、当社が負担する損害賠償額の上限は、債務不履行、不法行為その他請求原因及び請求個数にかかわらず、本商品の利用料金に相当する額とします。
- 3 原権利者は、利用者に対し、本商品に関する一切の責任を 負いません。

## 第10章 一般条項

## 第31条(不可抗力)

- 1 当社は、本商品の提供前に、天災地変、火災、爆発、停電、通信網の遮斯、輸送機関の事故、戦争、内乱、騒乱、暴動、 労働争議、核燃料物質による事故、感染症のまん延、公権力による処分・命令、法令の制定・改廃その他の不可抗力 (以下「不可抗力」といいます)が生じた場合には、提供又は利用条件の変更、利用契約の解除その他必要な措置を講じることができるものとし、これにより利用者に損害が生じても、利用者に対し、一切の責任を負いません。ただし、第18条第2項の規定による利用料金の返金等は除きます。
- 2 利用者は、本商品の提供後に行われる法令の制定・改廃 等に伴い、当社が本商品の利用許諾に関して適法性を確保 するための措置を講じる必要がある場合には、当該措置に 従うものとし、これにより利用者に損害が生じても、当社 は、利用者に対し、一切の責任を負いません。
- 3 本商品の提供後に生じる不可抗力によって利用者が本商品を利用することができなくなった場合には、その危険負担は利用者が負うものとします。

## 第32条 (期限の利益の喪失)

利用者は、第25条第1項各号のいずれかに該当した場合 には、利用契約が解除されるか否かにかかわらず、当社に 対する全ての金銭債務について期限の利益を喪失し、直ち に支払わなければならないものとします。

## 第33条(反社会的勢力の排除)

- 1 当社又は利用者は、自己又はその役員、顧問・相談役・執 行役員等の役員に類する者若しくは経営を実質的に支配す る者(以下「役員等」といいます)が暴力団、暴力団員、 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団 準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼう ゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに類する者(以下 「反社会的勢力」といいます)でないことを、相手方に対 して表明し、確約するものとします。
- 2 当社又は利用者は、自己又はその役員等が反社会的勢力を 利用したり資金を提供又は便宜を供与したりするなど、反

社会的勢力と社会的に非難されるべき関係又はその他の密接な関係を有しないことを、相手方に対して表明し、確約するものとします。

- 3 当社又は利用者は、自ら又は第三者を利用して次に掲げる 行為をしないことを、相手方に対して確約するものとしま す
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる 行為
  - (4) 虚偽の風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相 手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行 為
  - (5) その他前各号に類する行為
- 4 当社又は利用者は、自己の使用人及び取引先が反社会的勢力でないことを確認するように努めるものとし、万が一、 反社会的勢力であることが判明した場合には、直ちに契約 解除等の適切な措置を講じることを、相手方に対して確約 するものとします。

#### 第34条(分離可能性)

- 1 本約款のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本約款の残りの部分は、引続き有効かつ執行力を有します。当社及び利用者は、当該無効若しくは執行不能とされた条項又は部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに修正された本約款に拘束されることに同意します。
- 2 本約款のいずれかの条項又はその一部が、特定の利用者との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の利用者との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

#### 第35条(権利義務の譲渡等)

- 1 利用者は、利用契約上の地位及びこれに基づく権利義務を、 当社の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に譲渡 し、貸し付け、担保に供するなど処分してはならないもの とします。
- 2 当社は、利用契約に関わる事業を譲渡する場合には、利用者に通知することにより、利用契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受会社に譲渡することができるものとし、利用者は、これを異議なく承諾するものとします。

## 第36条(余後効)

本約款の各条項で個別に当該条項が利用契約の終了後も有効に存続すると規定している場合のほか、その他の各条項の性質上、利用契約の終了後においても当然に効力を有すると解すべきもの(例えば、第17条(利用相当損害金)、第27条(損害賠償)、第30条(免責)などをいい、これらに限りません)は、利用契約の終了後においても引続き有効に存続するものとします。

## 第37条(準拠法)

利用契約は、日本国法を準拠法とし、日本国法に従って解釈されるものとします。

#### 第38条(合意管轄)

利用契約と関連して当社と利用者の間で紛争が生じた場合には、利用者が第4条で規定する利用契約の申込みをした当社の本社、支社又は支店の所在地を管轄する高等裁判所

(別記)

# ソフトウェアライセンス規定

#### 第1条(本商品を利用することができる者の範囲)

利用することができます。

- 1 本商品を利用することができる者の範囲は、次に掲げるとおりとします。
  - (1) 利用者に法人番号がある場合 法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項で定義されるものをいいます。以下同じ)によって識別される法人又は団体の範囲内で
  - (2) 利用者が法人番号のない団体の場合 利用者が民法上の組合など法人番号がない団体の場合 における本データを利用することができる者の範囲は、 法人番号がある場合に準じます。なお、利用者は、そ の範囲に疑義があるときは、当社に確認するものとし、 また、当社の指示に従うものとします。
  - (3) 利用者が個人の場合 利用者本人に限り利用することができます。
- 2 利用者が法人又は団体の場合は、利用者の役員及び職員 (利用者が責任を負う限りにおいて利用者に派遣される派 遺労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労 働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2 条で定義されるものをいいます)を利用者の職員に含める ことができます。以下同じ)のうち必要最小限の者に限り、 利用者のために本商品の取扱いをさせることができます。 ただし、利用者は、役員又は職員(役員又は職員であった 者を含みます)の行為であることを理由として、当社に対 する責任を免れることはできないものとします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、利用者は、利用者の業務において必要な場合には、本商品を弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等の法律上の守秘義務を負う専門職に開示することができます。当該専門職による本商品の取扱いは、利用者の役員及び職員による取扱いに準ずるものとし、その範囲内で当該専門職は第三者には該当しないものとします。

#### 第2条(性質及び非保証)

本商品は、当社が利用者に対し、現状有姿の内容及び機能で提供するものであり、次に掲げる事項を含む本商品の仕様及び性能に関して、当社が利用者に保証せず、その他一切の品質保証をしません。

- (1) バグ、中断又はエラーなく安定的に利用できること。
- (2) 一定の品質、サービスレベル及びパフォーマンスを有すること。
- (3) 利用者のハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク その他の設備機器等に悪影響を生じさせないこと。
- (4) 本データに関して、正確性、完全性、最新性、適時性、 整合性、一意性、妥当性、有用性、目的適合性等を有 すること。

## 第3条(導入作業)

利用者は、本商品を利用することができるようにするための導入作業を、自己の責任と負担により行うものとします。

## 第4条 (ID 及びパスワードの使用及び管理)

- 1 利用者は、本商品を利用するための ID 及びパスワードが ある場合には、その使用及び管理に一切の責任を負うもの とします。
- 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに パスワードを変更するものとします。
  - (1) 当社から仮パスワードが発行されたとき。
  - (2) 当社から求められたとき。
- 3 利用者は、ID 又はパスワードの失念又は流出等(以下「流 出等」といいます)をした場合又はその疑いがある場合に は、直ちに当社に申し出をし、当社の指示に従うものとし ます。
- 4 当社は、利用者に対して発行した ID によりなされた行為 (流出等の最中になされた行為を含みます) については、 当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、利用者により なされたものとみなします。

#### 第5条 (インストール)

利用者は、本商品を、1 台のコンピュータに限りインストールすることができます。ただし、コピーガード等による保護がなされている場合、それを不正に逃れる行為をしてはなりません。

## 第6条 (コンピュータネットワークでの利用の制限)

本商品のコンピュータネットワークでの利用は、当社が利用者に対し、利用契約において特に許諾した場合に限るものとします。

## 第7条(TSR企業コードの利用)

- 1 利用者は、TSR企業コードが当社にとっての財産的価値を 有する情報であることを認めます。
- 2 利用者は、TSR企業コードを、法人又は団体を特定する目的に限り利用することができます。
- 3 前2項で規定するほか、TSR企業コードは本データの一部 であり、このソフトウェアライセンス規定の本データに関 する規律はTSR企業コードにも適用されます。

## 第8条 (複製等の制限)

- 1 利用者は、本データの複製等を、次に掲げる範囲内で、かつ、利用者が利用するための必要最小限に限りすることができます。
  - (1) 本商品を所定の方法でローディングすることにより本 データをコンピュータディスプレイに表示させること。
  - (2) コンピュータディスプレイに表示される本データをプリンタで印刷すること。

- (3) 本商品の「宛名ラベル印刷機能」を用いて作成した宛名ラベルをプリンタで印刷すること。
- 2 派生データの利用条件は、元となった本データと同一とし、 利用者は、本データにおいて禁止又は制限されている行為 を派生データにおいてもしてはなりません。また、本デー タの消去又は廃棄をしなければならない場合は、別段の定 めがあるときを除き、その派生データも消去又は廃棄をし なければなりません。
- 3 前項の規定に違反した場合、元となった本データは、利用相当損害金の支払対象になるものとします。また、第1項の規定に違反した複製等をした場合、利用者が本データを第三者に開示したものとみなして利用相当損害金を計算するものとします。
- 4 利用者は、派生データに関して、利用契約に基づく本データを利用する権利の範囲を超えて、一切の権利主張をしてはなりません。また、利用者の役員及び職員に対し、一切の権利主張をさせてはなりません。
- 5 前3項の規定は、利用契約の終了後においても有効に存続 するものとします。

#### 第9条(架電先リストとしての利用)

- 1 利用者は、本データに含まれる商号及び企業電話番号の情報を利用して、情報主体に対し、架電をすることができます。ただし、本データが当社から提供されたことを架電先に開示してはなりません。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する 架電をしてはなりません。
  - (1) 利用者に適用ある法令に違反するもの
  - (2) 当社又は第三者の名誉若しくは信用を毀損するもの又は中傷するもの
  - (3) 当社又は第三者の権利を侵害するもの
  - (4) 暴力的又は残虐な表現を含む商品又はサービスを紹介 するもの
  - (5) 性的な商品又はサービスを紹介するもの
  - (6) 差別を助長するような商品又はサービスを紹介するもの
  - (7) 無限連鎖講、マルチ商法等に関するものその他詐欺的、 欺罔的な商品又はサービスを紹介するもの
  - (8) 政治又は宗教活動に関するもの
  - (9) 当社又は米国法人 Dun & Bradstreet International, Ltd の商品又はサービスと競合する商品又はサービス の作成又は提供をするために行うもの
  - (10) 前号に該当する場合以外で利用者が第三者に提供するデータベースを作成するために行うもの
  - (11) 第三者から受託した業務のために行うもの
  - (12) 前各号に該当するおそれのあるもの又は前各号に類するもの若しくはそのおそれのあるもの
- 3 利用者は、架電の回数及びコール数に留意し、架電先の迷惑になる行為をしてはなりません。また、架電先から再架電をしないように求められたときは、第1項の規定にかかわらず、当該架電先に対して本データを利用した架電をしてはなりません。
- 4 当社は、利用者が架電先から直接取得した情報の利用を制限しません。ただし、前3項の規定に違反して取得したものである場合は、利用者に対し、当該情報の利用中止を求めることができるものとし、利用者は、その求めに従うものとします。なお、その求めにより利用者に損害が生じても、当社は、一切の責任を負いません。
- 5 第1項の規定にかかわらず、利用者は、当社から架電先リストとしての利用の中止を求められた場合には、それに直

ちに従うものとします。当社は、架電先リストとしての利用の中止を求めたことで利用者に損害が生じても、一切の 責任を負いません。

## 第10条(宛先情報としての利用)

- 1 利用者は、本商品の「宛名ラベル印刷機能」を用いる場合 に限り、本データを送付物の宛先情報として利用すること ができます。ただし、本データが当社から提供されたこと を送付先に開示してはなりません。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項各号のいずれかの内容を含む送付物の宛先情報として本データを利用してはなりません。
- 3 第1項の規定にかかわらず、利用者は、当社から宛先情報としての利用の中止を求められた場合には、それに直ちに従う ものとします。当社は、宛先情報としての利用の中止を求めたことで利用者に損害が生じても、一切の責任を負いません。

#### 第11条(禁止事項)

- 1 利用者は、本商品を利用するにあたり、次に掲げる行為を してはなりません。ただし、前2条の規定と矛盾抵触する 場合は、矛盾抵触する範囲内で前2条の規定を優先して適 用するものとします。
  - (1) 本商品を第三者に利用させること。
  - (2) 本データを第三者に開示若しくは漏えいすること又は 第三者が利用可能な状態に置くこと。なお、次に掲げ る事例は、禁止される行為に含まれますが、これらに 限りません。
    - ① 情報主体に開示すること。
    - ② 訴訟や許認可申請等の法的手続で用いること。
    - ③ 株式上場手続、適時開示情報、有価証券報告書等で 用いること。
    - ④ 親会社、子会社その他の関連会社に開示すること。
    - ⑤ 第三者が提供するオンラインサービス(営業支援ツール、AI チャットボット及びクラウドストレージを含み、これらに限りません)において本データの利用又は保管等をすることにより当該第三者が本データを利用可能な状態に置くこと。
  - (3) 本データの内容を口頭で他人に告げるなど間接的に開 示又は漏えいすること。
  - (4) 本データが当社から提供されたという事実を第三者に 開示又は漏えいすること。
  - (5) 第8条の規定により許諾された範囲を超えて本商品の 複製等をすること(本データを人工知能(AI)の技術 を用いたソフトウェアの実用化又は精度向上等をする 過程において、学習済みモデル(学習済みパラメータ、 推論プログラムその他本データを学習させた成果が反 映されているプログラム等をいいます)を生成するた めの学習用データとして利用することは禁止される複 製等に含まれます)。
  - (6) 本商品を利用者の事業外の目的で利用すること。
  - (7) 本商品を第三者から受託した業務のため(例えば、第三者から受託したテレコール業務の架電先リストとして利用するなど)に利用すること。
  - (8) 本データを第三者に開示する文書、資料又は他のデータベース等のため (例えば、正確性を確保するための補強資料として照合するなど) に利用すること。
  - (9) TSR企業コードを法人又は団体を特定する目的外で利用すること。
  - (10) 本商品を日本国外で利用すること。また、印刷デー

タを日本国外に持ち出すこと。さらに、日本国内にある本商品に電気通信回線等を用いて日本国外からアクセスすること。

- (11) 第1条の規定にかかわらず、当社から ID を使用する者として利用者の特定の部署等又は役員若しくは職員が指定されている場合において、当社から指定された以外の部署等又は役員若しくは職員に当該 ID を使用させること。
- (12) 本商品の逆コンパイル、逆アセンブルをしたりその 他の方法でソースコードの解読を試みたりするなどリ バースエンジニアリングをすること。
- (13) 本商品のコピーガードを解除又は回避すること。
- (14) 第6条の規定による許諾がある場合を除き、コンピュータネットワークを通じて複数のコンピュータで本商品を利用すること。
- (15) 利用者が使用するハードウェア、ソフトウェア、ネットワークその他一切の設備機器等が本データの利用 に際して第三者の著作権等を侵害すること。
- (16) 法令に違反する目的、公序良俗に反する目的又は第 三者の権利を不当に侵害する目的で本商品を利用する こと。
- (17) 前各号で規定するほか、利用者が本商品を利用する ことにより当社の営業行為に悪影響を与え又は損害を 生じさせること。
- 2 前項の規定は、利用契約の終了後においても有効に存続するものとします。

#### 第12条(安全管理措置)

利用者は、本商品の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の本商品の安全管理のために必要かつ適切な措置を自己の責任と負担により講じなければなりません。

### 第13条(個人情報保護)

- 1 利用者は、本データに含まれる個人情報の取扱いをするに あたっては、個人情報保護法を遵守しなければなりません。 なお、利用者が個人情報保護法第16条第2項で定義され る個人情報取扱事業者に該当しない場合でも、個人情報取 扱事業者に準じて個人情報の取扱いをしなければなりませ
- 2 利用者は、法令の定めを根拠として、本データに含まれる 個人情報により識別される特定の個人から、当該個人情報 の開示請求若しくは当該個人情報の提供元の開示請求又は その他の権利主張を受けた場合には、その旨を直ちに当社 に連絡の上、当社の指示に従うものとし、その指示が適法 である限り異議を述べないものとします。

#### 第14条(必要な設備機器等)

- 1 利用者は、本商品を利用するために必要な当社が求める基準を満たすハードウェア、ソフトウェア、ネットワークその他一切の設備機器等を、自己の責任と負担により用意するものとします。
- 2 利用者は、本商品を利用するにあたり必要なコンピュータ

- ウィルス対策、不正アクセス対策その他一切のコンピュー タセキュリティ対策を、自己の責任と負担により行うもの とします。
- 3 利用者は、本商品を利用するために必要なソフトウェアの インストール作業、設定作業その他これらに類する一切の 作業を、自己の責任と負担により行うものとします。

### 第15条(本商品の内容の変更)

- 1 当社は、利用者の承諾を得ることなく、いつでも本商品の 内容の変更 (アップデート、アップグレード等をいい、こ れらに限りません) をすることができるものとします。
- 2 利用者は、本商品の内容が変更されたことにより利用者が 使用する設備機器等を変更する必要が生じた場合には、そ の対応を自己の責任と負担で行うものとします。
- 3 当社は、本商品の内容が変更されたことにより利用者に損害が生じても、利用者に対し、一切の責任を負いません。

## 第16条 (作業等の委託)

- 1 利用者は、本商品の全部又は一部の複製等、保管又はその 他の本商品を利用するための作業等を第三者に委託する場 合には、事前に当社の書面による承諾を得なければなりません。
- 2 前項の規定にかかわらず、利用者が、委託先に本データの 複製等、本商品の保管又はその他の作業等を委託するもの ではないが、本商品の取扱いとは直接的な関係がない業務 を委託することによって結果的に委託先による本商品の利 用が可能な状態になる場合(例えば、本データが保管され ている利用者のコンピュータの保守、障害対応を第三者に 委託する場合等)は、当社の承諾を得ることなく当該委託 をすることができます。ただし、利用者は、委託先に対し、 本商品を利用させてはならず、また、本商品を第三者に開 示させ若しくは第三者が利用可能な状態に置かせてはなり ません。

#### 第17条 (消去・廃棄)

- 1 利用者は、印刷データ又は本商品を利用するための説明書等の資料を利用する必要がなくなった場合には、当社の承諾を得ることなく、その消去又は廃棄をすることができます。ただし、当社からの貸与品で返却を要するとき又は当社が理由を示して保全を求めたときは、この限りではありません。
- 2 印刷データを廃棄する場合は、利用者の責任と負担により、 これを細断、溶解又は自家焼却など再利用できない状態に するものとします。
- 3 当社は、印刷データの利用状況を確認するため、印刷データの消去及び廃棄を行った利用者に対し、消去廃棄証明書の提出を求めることができ、利用者は、これに速やかに応じるものとします。
- 4 消去及び廃棄並びに消去廃棄証明書の発行に必要な費用は、利用者が負担するものとします。

以上

<以下余白>